

### 避難行動要支援者名簿の登録について

町では、災害時に自力で避難することが困難な方を対象に、ご本人などの申請により避難行動要支援者名簿を作成し、支援活動が円滑に行えるように関係機関（民生委員・消防署・警察署・社会福祉協議会・自治会などの行政区）と情報を共有しています。

#### ▼登録の対象者

- (1) 65歳以上の一人暮らし高齢者の方
- (2) 介護保険の認定を受けている方（要介護3～5）
- (3) 身体障害者手帳を持っている方（1級、2級）
- (4) 療育手帳を持っている方
- (5) 精神保健福祉手帳を持っている方
- (6) その他、支援を必要とする方

#### ▼登録の方法

避難行動要支援者名簿への登録を希望される方は、避難行動要支援者登録名簿申請書を福祉課または各地区の民生委員を通じて提出してください。

#### ▼登録の内容

避難行動要支援者名簿には、次にあげる内容を登録します。  
氏名・住所・生年月日・性別・電話番号・緊急連絡先・身体状況・避難を支援して下さる方（避難支援者）の情報など

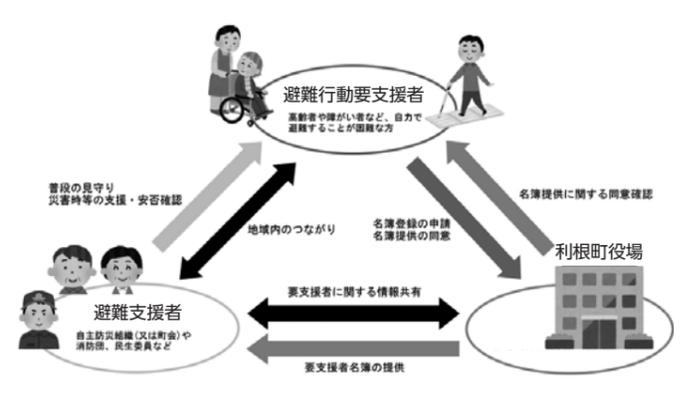
#### ▼登録の抹消

避難行動要支援者名簿登録者が次のいずれかに該当する場合は、避難行動要支援者登録名簿抹消申請書を福祉課に提出してください。

- ・登録者が死亡したとき
- ・登録者が町外に転出したとき
- ・登録者が削除を希望したとき

#### ▼問い合わせ先

福祉課 社会福祉係  
☎68・2211（内線128）



### 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が発送されます

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、**全額が社会保険料控除**となります。その年の**1月1日から12月31日まで**に納付した保険料が対象です。

社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発送されますが、国民年金保険料を納付された時期によって発送時期が異なりますので、ご確認をお願いします。また、送付された控除証明書は、必ず大切に保管して、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

#### ▼発送時期

- ①令和3年1月1日から9月30日までの間に納付された方  
↓10月下旬から11月上旬に発送
- ②令和3年10月1日から12月31日までの間に納付された方  
↓翌年2月上旬に発送

ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ

申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についての照会や、控除証明書を紛失された方は、ご本人のマイナンバーもしくは基礎年金番号をご用意のうえ、問い合わせ先までご連絡をお願いします。

#### ▼問い合わせ先

- ・ねんきん加入者ダイヤル  
☎0570・003・004（ナビダイヤル）
- ☎03・6630・2525（050で始まる電話の場合）
- 月～金曜日：午前8時30分～午後7時  
第2土曜日：午前9時30分～午後4時  
※休日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
- ・土浦年金事務所  
☎029・825・1170（自動音声案内に従って【2】→【1】をダイヤルしてください。）



### 「しん」ときは必ず連絡・届出を

#### ●建物の新増築や取り壊しをしたとき

建物の新築・増築、または取り壊しを行い、税務課資産税係の調査を受けていない建物がある場合には、面積の大小にかかわらず必ずご連絡をお願いします。また、年末年始にかけて完成・取り壊しが見込まれる場合にもお知らせください。

※連絡や届出がない場合、既に取り壊した建物でも課税されてしまう場合があります。  
●**固定資産の所有者が亡くなったとき**  
相続人の方から代表者（亡くなられた方に代わり、新たに納税される方）を決めていただき「納税者変更届出書」を提出していただきます。この届出書により、法務局での相続登記が完了するまでの間、代表者の方へ納税通知書を送付いたします。

なお、法務局での登記がない未登記家屋の場合には「未登記家屋所有者変更届」の手続きが必要です。  
●**自宅に隣接する土地を購入または借用し宅地として一体利用しているとき**  
一画地として住宅用地の特例措置が受けられる場合がありますので、お知らせください。

固定資産税とは…  
毎年1月1日（賦課期日）に、土地・家屋・償却資産（これらを総称して固定資産といいますが、これを所有している方が、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

#### ▼問い合わせ先

- ☎68・2211（内線207・208）
- 税務課 資産税係

### 所得税・住民税申告の障害者控除（要介護認定を受けている方）

要介護認定を受けている方で、利根町障害者控除対象者の認定基準に該当する方は、障害者手帳の交付を受けていなくても、所得税・住民税申告の際、障害者控除対象者として所得から一定の控除を受けることができます。

なお、昨年「障害者控除対象者認定書」を交付されている方で、要介護度に変更のない方については、昨年交付された認定書の有効期限内であれば、そのまま使用することができます。

#### ▼申請対象者

- ①令和3年1月1日以降、新たに要介護1以上の要介護認定を受けた方
- ②昨年「障害者控除対象者認定書」を交付された後の要介護認定において介護度に変更のあった方

#### ▼申請手続き

福祉課窓口にある申請書に記入して提出してください。（家族代理申請可）  
▼**認定書の交付について**  
後日申請者へ郵送します。

※「障害者手帳」の交付を受けている方は「障害者手帳」を提示することで障害者控除を受けることができます。ですので申請の必要はありません。

#### ▼利根町障害者控除対象者認定基準

- ①要介護1および2の方で直近の要介護認定資料にて障害自立度Aランク

以上、または認知症自立度Ⅱランク以上の方

#### ②要介護3の方で特別障害者の区分に該当しない方

特別障害者に準ずる者に該当

#### ①要介護3の方で直近の要介護認定資料にて障害自立度Bランク以上または認知症自立度Ⅲランク以上の方

- ②要介護4および5の方
- ③①、②の規定に関わらずおおむね6カ月以上臥床し、食事および排せつなどの日常生活に支障のある寝たきり高齢者（当該事項が記載された主治医の証明が必要です）

#### おむつ代の医療費控除について

おむつ代について「医療費控除」を受ける場合、医療機関の発行する「おむつ使用証明書」と「おむつ代の領収書」が必要です。

要介護認定を受けている方で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、町で発行する『主治医意見書の内容を確認した書類』にて『おむつ使用証明書』の代用とすることができますので申請してください。

#### ▼対象となる方

- ・医療費控除を初めて受ける方
  - 寝たきり状態で、なおかつ医療上おむつの使用が必要であると医療機関が認めた場合
- ↓「おむつ使用証明書」の交付が必要